

児童のバス乗降、停留所までの登下校に対する支援等について

資料4-4

(スクールバス運行体制に関する視察先団体への問い合わせ)

| No. | 視察先団体 質問 | 栃木県芳賀町教育委員会 (視察日：平成27年4月17日) | 茨城県笠間市教育委員会 (視察日：平成27年4月17日) | 茨城県茨城町教育委員会 (視察日：平成28年5月30日) | 川島町(案) |
|-----|-------------------------|--|---|---|---|
| 1 | 添乗員の配置の有無 | 無 | 無 | 無 | 配置しない予定 |
| 2 | 児童のバス乗降に対する補助 | 登校時：保護者が対応 下校時：教職員が対応(通学路の点検の際、添乗する場合がある。) | <ul style="list-style-type: none"> 保護者に補助をお願いしている。 バス業者にも協力を依頼する。 高学年が手助けするケースあり | <ul style="list-style-type: none"> 地域育成会(こども会)に対応を検討するよう依頼した。 → 停留所で、保護者が児童の乗降りを補助している。 | <ul style="list-style-type: none"> 低学年(特に1年生)については、保護者が、停留所において乗降を補助するものとする。 高学年にも補助をお願いする。 停留所に踏み台の設置を検討する。 恒常的に介助が必要な児童で、介助者がバスに添乗しなければならない場合は、当該児童の安全に配慮し、利用できないこととする。 |
| 3 | 停留所への看板設置 | 有 (看板本体) 長方形 …たて40×よこ15cm (支柱) 高さ1.5m | ※設置しない理由 <ul style="list-style-type: none"> 停留所を変更する場合、看板も移動する必要が生ずるため。 防犯上、看板が設置されていることにより、児童に危険が及ぶ恐れもある。 停留所が100箇所以上あり、費用がかかる。 | ※設置しない理由 <ul style="list-style-type: none"> 停留所の数が多いので、費用がかかる。 路上停車が多く、看板を設置するのが困難。 ただし、学校で登旗を設置している。 | ※設置しないとする理由 <ul style="list-style-type: none"> 利用者が特定されており、停留所の場所も、利用者に明らかであるため 看板によって、不審者が出没する危険も考えられるため |
| 4 | 自宅から停留所までの児童の登下校方法及び支援等 | <ul style="list-style-type: none"> 通学班の編成を基本とする。 ただし、班を編成できない地区は、保護者が支援している。 | <ul style="list-style-type: none"> 保護者に送り迎えをお願いしている。 祖父母が対応しているケースが多い。 ご近所同士で協力し合いながら面倒を見ている | <ul style="list-style-type: none"> 地域育成会(こども会)に対応を検討するよう依頼した。 → 保護者が停留所まで送り迎えしている。保護者が送り迎えできない場合でも、近所の方が対応するケースもある。 | <ul style="list-style-type: none"> 通学班の編成を基本とする。 低学年(特に1年生)については、高学年児童、保護者が登下校に付き添うこととする。 保護者同士で協力し合いながら、登下校の支援に取り組むこととする。 交通安全指導員の支援を引き続き要請する。 |